

028

令和7年度一般推薦入学試験問題

専門課題 小論文
(障害児教育コース障害児教育専攻)

[注意]

1. 監督者の指示があるまで、この冊子を開いてはいけません。
2. 監督者の指示に従って、解答用紙に受験番号と氏名を記入してください。
3. この冊子は問題用紙2枚と下書き用紙2枚です。この冊子と別の解答用紙は2枚です。印刷の不鮮明な箇所などがあれば申し出てください。
4. 解答は解答用紙の指定された場所に記入してください。
5. 解答に字数制限がある場合には、句読点をすべて字数に数えます。
6. この冊子は持ち帰ってください。

以下は、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、略称：障害者権利条約）の第一条と第三十条です（日本政府公定訳による）。これを読み、問題用紙2の問1、問2に答えなさい。

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

- 1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。
 - (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
 - (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
 - (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。
- 2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
- 5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
 - (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
 - (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
 - (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

令和7年度一般推薦 専門課題 小論文 問題用紙2
(障害児教育コース障害児教育専攻)

- 問1. 第三十条は、文化的な生活等に参加する権利について謳^{うた}っています。障害者の文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加にかかわって、現在の日本にはどのような課題があるか、第一条の下線部「様々な障壁との相互作用」が意味することをふまえて、300字以内で具体的に述べなさい。解答には、解答用紙1を使用しなさい。
- 問2. 問1であなたがあげた課題を解決するための方策として、どのようなことが考えられますか。あなたの意見を300字以内で論じなさい。解答には、解答用紙2を使用しなさい。